

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金 実施要領

(通則)

第1条 事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 企画力・販売力の強化に向けて、事業者の連携を促すとともに、魅力ある現地発着旅行商品の造成・販売を支援することで、本県への観光客の誘致促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 観光関連団体（DMO、観光協会 等）
- (2) 民間事業者（宿泊事業者、観光施設、飲食店、小売店、交通事業者 等）
- (3) その他（1）（2）に準じる団体と認められるもの

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象は、次の全てに該当する事業とする。

- (1) 第3条に該当する、他の団体及び事業者と連携すること。（2者以上）
ただし、観光関連団体を含んだ連携とすること。
- (2) 令和9年2月26日（金）までに体験型コンテンツ等現地発着旅行商品を造成し、販売すること。
（2件以上）
既存観光コンテンツをブラッシュアップした販売も可とする。
- (3) 体験型コンテンツの造成に向けたワークショップを開催すること。（2回以上）

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率等は募集要項に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、補助対象事業者が実施する補助対象事業（以下「補助事業」という。）における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要綱第2条第1項に定めるところにより、募集要項に定める期日までに、必要書類を知事へ提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請があった場合には、当該申請書の内容を別に定める審査会により審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第7号）を補助対象事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 3 知事は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業が完了した日から30日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日以内に、募集要項に掲げる書類を知事へ提出するものとする。

(造成コンテンツ等の運用状況報告)

第9条 補助事業者は、事業終了翌年度末までに、本補助金により造成した体験型観光コンテンツ等の運用及び販売の状況について、知事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告の対象期間、提出書類の様式その他報告に要する必要な事項は、募集要項において別に定める。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の規定により提出された事業報告書等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（補助金交付要綱様式第15号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、秋田県財務規則第259条第1項によるもののほか、この要領の規定に違反したときや申請内容等に虚偽があったときは補助金の返還を命ずることができる。

(交付金の経理等)

第13条 補助決定者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協議)

第14条 補助対象事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月24日から施行する。

この要領は、令和8年6月25日から施行する。